

大槌町林野火災に伴う雇用保険基本手当の特別措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、

「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 災害を理由に離職した者で、かつ災害による交通の途絶や遠隔地への避難などを理由に来所が困難な者については、オンライン失業認定も可能です。

3 基本手当の受給に係る特別措置があります。

災害救助法の適用地域内にある事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）に雇用保険の基本手当を受給できる特別措置があります。

○ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、災害の被害が落ち着き、再度、元の会社において雇用保険被保険者資格を取得しても、一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワーク釜石にご相談ください。 ☎ 0193-23-8609